

長文えんしゅう本  
ストーリーミング講義

辰巳専任講師・弁護士

西口 竜司

# はじめに

## 【本講座の目的】

第3回新司法試験の出題趣旨 <民事系第2問>から

『一般に、民事訴訟法第224条については、概説書においても取り上げられており、条文自体の存在についてはその重要性も含めて理解されているが、その具体的な適用(特に効果)については、さほど言及されていない。受験生が、これまでの学習を通じて培ってきた基本的理解(例えば、当事者主義の下での立証の困難の克服手段、真実に合致した裁判の要請、訴訟上の協力義務、当事者の手続保障等)を活用して、その場で考え、解決に導く応用能力を試すべく出題したものである(出題に当たって、詳細な誘導を施したのはそのためである。)。』

# 目的

## 【POINT】

現場思考力の要請



訓練の素材として問題を解いて欲しい



本試験で不知の問題が出てもびびらない

# 現場思考力について

## 【POINT】

- ・基本知識がなければ現場思考はできない  
↓その上で
- ・徹底した訓練を行う

※知識を追っても仕方がない面あり

# 現場思考力をみよう

## 【POINT】

第3回新司法試験の民事訴訟法の分析から



設問3は・・・

設問4は・・・

# 何が必要な知識なのか？

## 【POINT】

- 明文なき主観的追加的併合の知識
- 文書提出命令の条文の存在
- 共同訴訟人独立の原則の存在

# 本問の現場思考

## 【POINT】

- ・判例の分析
- ・学説の分析
- ・共同被告の場合の効果は？

# 本書の利用法

## 【POINT】

- ・2時間で答案を作成する  
⇒何が基本で何が現場思考か
- ・解説を上記の視点でみる
- ・答案を思考という視点で見る
- ・自己採点
- ・失敗点の抽出

# 最後に

<エール>

皆さんが本書を活用されて最終合格されることを祈念いたしております。